

新宿区施設窓口キャッシュレス決済業務に係るプロポーザル質問及び回答

令和8年3月16日  
会計室会計管理係

	質問	回答
1	仕様書案①(案)の8の(5)ですが、今回お求めになられている機器は、モバイル型の決済端末でPOSレジ機能(商品登録→レジ会計→集計等)も使用できる構成(=つまりは、モバイル型決済端末以外に、POSレジ用のタブレット等の機器は導入しない構成)の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。モバイル決済端末以外のタブレット等は導入しない想定です。
2	仕様書案①(案)の10で「通常使用における端末の設定及び故障に対する修理費用は受託者負担とする。」とありますが、決済端末によっては、自然故障の修理・代替機入替の補償が4年間未満に限る機器も多く存在しますが、実質、本件に関してはそのような条件機器は候補から外れるという認識でよろしいでしょうか。もしくは選定機器の補償期間条件に合わせるなどご検討は可能でしょうか。提案可能性を検討の上でお伺いしたく存じます。	4年間の契約期間中は自然故障の修理・代替機入替の補償を受託者に負担していただく想定です。このため、補償期間が4年未満の端末を候補とすることはありません。
3	仕様書案①(案)の10で「通常使用における端末の設定及び故障に対する修理費用は受託者負担とする。」とありますが、機器復旧方法や復旧にあたる時間の目安については、提案事業者の提案でよいという認識でよろしいでしょうか。例えば、予備機を納入台数の1割程度用意し、新宿区様に保管して頂き、故障時は予備機を対象の拠点に新宿区様が配布して頂く想定等	お見込みのとおりです。事業者様の提案内容を選定する判断材料とし、より円滑に運用できる提案を採用する想定です。
4	今回の仕様書内に運用サポートについて、新宿様が求める具体的な要件はありませんでしょうか。こちらも提案事業者の提案の範囲でよいという認識でよろしいでしょうか。例えば、トラブル発生時に電話によるサポート体制等を整備する等	具体的な要件の記載はなく、より円滑に運用できる提案を採用する想定です。
5	契約全般について、今回の契約はリース契約となっておりますが、リース契約の中で機器構築費用/機器やシステム利用料/指定納付受託業務の全てを行うという認識でしょうか。指定納付部分については、リース契約とは別に指定納付受託の契約を行うということでしょうか。また、後者予定の場合、FRP募集要項に記載されている提案上限額は、指定納付受託に必要な費用(電子マネー利用にあたる初期設定費用等)は含まないという認識でよろしいでしょうか。	機器端末の契約(機器構築経費を含む)をリース契約とし、これとは別にPOSシステム供給委託契約、指定納付受託業務委託契約を締結します。機器端末のリース契約の中に機器構築費用を含むため、募集要項の提案上限額は、指定納付受託に必要な初期設定費用を含む想定です。決済代行手数料は提案上限額には含まませんが、歳入額の3.25%分を上限率とします。
6	プロポーザル募集要項 7 契約内容 (3) 提案上限額 ※決済代行手数料は、決済種別にかかわらず、歳入額の3.25%分(課税の場合は税別)を上限率とする。 ・こちらは課税で3.25%が上限率でしょうか?	課税の場合は、上限率の3.25%に別途消費税が加算されます。
7	プロポーザル募集要項 10 企画提案の評価(選定)方法・3名参加予定ですが、うち1名がWEB参加を予定しておりますが可能でしょうか ・プレゼンテーション時に資料投影を考えております。 ディスプレイ(プロジェクター、HDMIケーブル)などのご準備はございますか	第2段階評価(第2次選定、プレゼンテーション)の際のWEB参加について、参加事業者様の持ち込む機材にてご対応いただける場合は、可能です。ただし、プレゼンテーションは原則非公開のため録画等はできません。資料投影時のディスプレイ(プロジェクター、HDMIケーブル)は事前にお申し出いただければ区で準備いたします。
8	仕様書① 9 機器の納入 (4) 納品物には以下の内容が記載されたシールを貼付すること。・Aに“リース”とありますがレンタル、もしくは機器買取(この場合、通信費はランニング費用)での提案は可能でしょうか?	決済端末は賃貸借契約(リース契約)の想定のため、レンタルでのご提案は可能ですが、機器買取でご提案いただくことはできません。通信費は、機器賃貸借契約とは別にランニング費用として契約をする想定です。
9	仕様書① 9 機器の納入 ・端末設置箇所がモバイル型端末のみの場所について設置対応が不要なため発送～納品のみを想定しておりますが問題ないでしょうか。	問題ありません。
10	仕様書③ 4 業務内容(4)キャッシュレス決済手数料 JCBブランドの包括は新宿区様のFC社を想定しておりますが、仮にJCBブランドの料率提示が難しい場合、減点対象若しくは入札参加が難しい状況となりますでしょうか? ※契約の窓口や精算事務は弊社がまとめて行い、お振り込みも弊社から一括でお振り込みし、請求書で手数料をお支払いいただくこととなります。	実施要領第14条1項及び2項のとおり「提案上限額以上の見積は評価しない」、募集要項7(3)に「決済代行手数料は歳入額の3.25%分を上限率とする」とあるように、上限率以上または上限率の記載のない提案は評価対象となりません(プロポーザルに参加することはできません)。